○政治資金適正化委員会告示第三十七号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人から登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月六日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票番号	亡失年月日
二一二〇五	松鈴木　章徹	二一二〇八	二一、七、一〇
二一三一四	松本　章徹	二一三一四	二一、六、二九

○法務省告示第三百六十号

熊本県八代郡泉村大字下岳三千二百九十一番地

平成二十一年八月六日熊本県八代市役所保存の次の除籍が滅失した。

法務大臣　森　英介

○法務省告示第三百六十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格国	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	アメリカ合衆国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百六十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
ニューシン・ウーシン・チャング	千九百五十七年三月八日	アメリカ合衆国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百六十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百六十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百六十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百六十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百六十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百六十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百六十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百七十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百七十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百七十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百七十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百七十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百七十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百七十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百七十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百七十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百七十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百八十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百八十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百八十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百八十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百八十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百八十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百八十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百八十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百八十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百八十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百九十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百九十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百九十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百九十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百九十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百九十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百九十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百九十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百九十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第三百九十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百二十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百二十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百二十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百二十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百二十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百二十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百二十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百二十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百二十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百二十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百三十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　森　英介

平成二十一年八月六日

氏名	生年月日	国籍	原資格取得年月日
片山洋二	千九百六十年二月十二日	日本国	平成十七年三月八日

○法務省告示第四百三十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条特定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

法務大臣　